

千葉県困難な問題を抱える女性 支援調整会議について

令和 7 年 10 月 29 日 (水)

千葉県健康福祉部児童家庭課

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要（議員立法）のポイント
- 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（概要）
- 4 千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要（議員立法）のポイント



2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

目的・定義【第1条・第2条】売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

→困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進

⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ①困難な問題を抱える女性が、**それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられることにより、その福祉が増進されるよう**、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の**多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること**
- ②支援が、**関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること**
- ③**人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること**

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護（※）、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う
* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援
(※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。)

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う
* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う（※構成員の守秘義務・罰則も規定）

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自分がかけがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

（1） 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化

① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者、「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加えて、「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加

◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」に拡大 [10条1項～4項]

② 接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長 [10条1項～4項]

③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加 [10条2項]

④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について、当該子への電話等禁止命令を創設 [10条3項]

⑤ 退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設 [10条の2]

⑥ 保護命令違反の厳罰化

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金から2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に厳格化 [29条]

（2） 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充

国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、

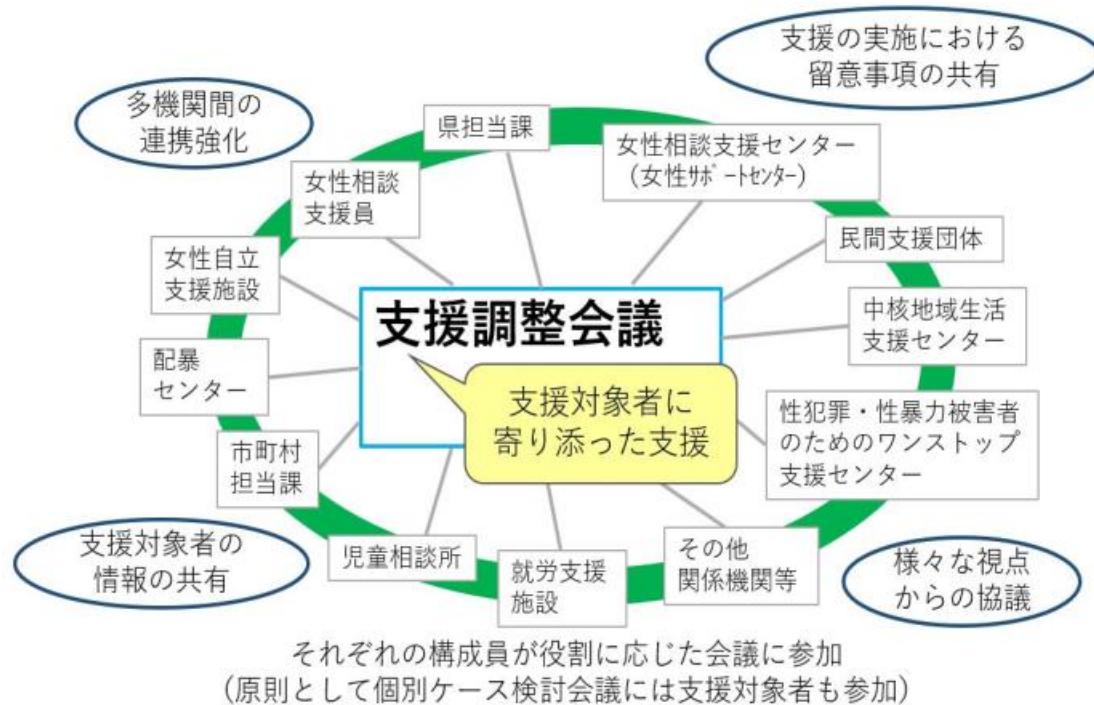
（1）被害者の自立支援のための施策

（2）国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とする

（3） 協議会の法定化

関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設 [5条の2～5条の4・新30条]

4 千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議



支援調整会議イメージ

※市町村についても、支援調整会議を組織することが努力義務となっていることから、代表者会議及び実務者会議を開催することも可能とする。

代表者会議

- ・地域における困難女性の全体像の把握・共有
- ・支援調整会議全体の評価 等

県担当課が中心

実務者会議

- ・個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し
- ・支援対象者の実態把握 等

女性相談支援センターが中心

個別ケース検討会議

- ・個別ケースについての詳細な支援方針の議論 等

女性相談支援センター及び 市町村担当課（女性相談支援員）が中心